

平成22年11月15日

山形県暴力団排除に関する 有識者会議の提言書

山形県暴力団排除に関する有識者会議

提 言

県警察では、暴力団が県民生活や事業活動に介入している現状にかんがみ、暴力団排除の意識の醸成、資金源対策及び暴力団事務所の進出阻止を図るための暴力団排除条例（仮称）の制定に向けて、本年6月24日、県内の各界代表者からなる「暴力団排除に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置した。

このため、有識者会議は平成22年6月から9月の間、3回にわたって県内における暴力団情勢等、条例制定の必要性に関する検討及び暴力団排除に関する効果的な施策等の検討を行った。

こうした検討を通じて、

- 暴力団は、これまで恐喝、賭博及び覚せい剤の密売等の違法行為により、活動資金を得ていたが、近年は、社会経済の変化に伴い、建設業や金融業等への進出を図るなど、企業活動を偽装した多種多様な資金獲得活動を行っていること。
- いわゆる「縄張りの拡大」を図るため、対立する組織との抗争を繰り返しており、本年に入っても福岡県において暴力団排除活動に携わる方の自宅にけん銃を発砲するという事件を引き起こすなど、依然として社会にとって大きな脅威となっていること。
- 県内においても、平成元年には対立抗争の発生に伴い、山口組系の暴力団組員約1,000人が大挙して来県し、山形駅の構内や正面入口等に暴力団員があふれ、市内の小学校においては、集団登校の対策を講じたり、駅前の飲食店では営業中止に追い込まれるなど、多くの住民が不安と脅威を感じた経験があること。
- 平成15年には、山形市西部の住宅街において、山口組系の暴力団関係者がけん銃で撃たれ、組事務所にも発砲されるなど、付近住民は深刻な危険にさらされたこと。

など、警察の取締りだけでは暴力団を排除できなくなっていることを認識した。

一方、全国的に暴力団排除活動が盛り上がりを見せている中、

- 県内では、平成15年以降、暴力団による発砲事件こそないものの、平成19年には、天童市に本拠を構える稲川会系の暴力団組織が山形市への進出を図るため、北山形駅前に事務所を開設するという動きを見せたことにより、地域住民の暴力団事務所開設防止に向けた努力や山形市の支援・協力により、本年5月までかかってようやく、事務所開設の完全阻止が図られたこと。
- 本件の対応に当たっては、暴力団排除に向けた人的及び財政的基盤がない中であって、多くの地域住民の方々が、児童・生徒の登下校時において街頭立哨に従事されたり、あるいは自らの手で暴力追放に向けた市民の会を立ち上げて、民間交番の設立に漕ぎ着けたこと。
- 民間交番の設立後は、輪番制で監視活動を続けるなど並々ならぬ努力を続けられた結果、地域の安全と安心が確保されたこと。

からも分かりますとおり、これまでの暴力団排除活動については、一部の関係する住民が、自ら立ち上がるしか術がなかった現状であったが、今後は、「社会対暴力団」という構図の下に、社会全体で暴力団を孤立させる態勢を整備していくことが重要であり、暴力団排除施策を推進する上での目的や理念を広く県民及び事業者に示すとともに、暴力団排除の気運を一層高めていくため、条例を制定する必要性は極めて高いとの認識で意見が一致した。

委員の提言内容については、

- 「基本理念」(責務)
- 「基本的な施策」
- 「事業者が講ずべき措置」
- 「暴力団事務所開設の防止」
- 「公安委員会の措置」

等を柱とすべきであるとの結論に達したものである。

以上のことから、県民の安全で平穏な生活を確保するため、下記の施策等を盛り込んだ山形県独自の条例を早期に制定されるよう提言する。

記

1 基本理念 (責務)

- (1) 県民が使い勝手の良い条例にしてもらいたい。
- (2) 条例に県民モラルの向上につながる規定を盛り込むべきである。
- (3) 県民が「暴力団はイヤだ」という意思表示をしていく必要がある。

2 基本的な施策

- (1) 仮に企業で暴力団排除条項を作ったとしても暴力団の情報の開示がないと、実際に契約を結んだり、契約をそのまま継続することが考えられるので、「情報提供」の規定を盛り込むとともに、警察は積極的に情報提供することが必要である。
- (2) 小さい企業になればなるほど、組事務所とは知らずに契約を結んだり、きっちりとした契約を結んでいない場合も考えられるので、「県や警察の支援」の規定を盛り込むべきである。
- (3) 下請等の事業者や県民までに、いかに周知させるのかなど、条例制定後の具体的な運用も検討してもらいたい。
- (4) 条例に基づいてみかじめ料を断った場合の県民の安全確保など、県が後押しする規定を盛り込む必要がある。
- (5) 福岡県では暴力団追放運動に取り組む方の家に、けん銃が発砲されるという事件も発生しているので、「情報を提供する県民の保護対策」の規定を盛り込むべきである。
- (6) 訴訟等に費用がかかるので、県が行う支援の検討も必要である。
- (7) 予算も絡むことだが、各事業所にポスターを貼るというのも効果的であるので検討してほしい。

3 事業者が講ずべき措置

- (1) 建設業では、協会の会員として加盟していない方も多いため、非加盟者をどのように取り込んでいくかについて検討してもらいたい。
- (2) 建設業は、ほとんどが、元請から下請、孫請の仕組みになっているので、どのように規制していくかについて検討してもらいたい。
- (3) 金融機関では、取引や契約において、暴力団等でないことを確認したり、暴力団排除条項を導入しているため、他の事業者においても暴排条項の導入を検討してもらいたい。

4 暴力団事務所開設の防止

- (1) 不動産取引業者や建設業者は、暴力団事務所の用に供する場合には契約しない規定を盛り込むべきである。
- (2) 青少年の健全育成の観点から、学校等の施設から200メートル以内では暴力団事務所を作らせないという規定を盛り込むべきである。
- (3) 県内に新たな暴力団事務所を開設させないことを目指して、全国のモデルケースになってほしい。

5 公安委員会の措置

条例の規定に違反した者の氏名、名称等を公表することは、県民に注意を喚起するとともに再発防止が期待できるし、公表された事業者等は再び被害に遭わない、という効果もあるので公表して欲しい。